

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<b>7-123 乗車定員</b>  <b>7-123-1 性能要件（視認等による審査）</b> (1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。 ただし、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあっては乗車定員なしとする。(保安基準第 53 条第 1 項関係、細目告示第 81 条第 1 項関係、細目告示第 159 条第 1 項関係) ① 乗車定員は、運転者席、座席、座席に準ずる装置及び立席の定員の総和とする。 この場合において、次に掲げるものは、座席に準ずる装置として取扱うものとする。 ア 患者輸送車、身体障害者輸送車又は救急車に備えられた寝台 イ 専ら車いすを設置するために設けられた場所に備えた車いすを固定するための空間と装置 ② 連続した座席の座席定員は、次によるものとする。 ア 幼児専用車以外の自動車にあっては、当該座席の幅を 40cm で除して得た整数値とする。 ただし、当該座席の幅から 76cm を引いた値を 40cm で除して得た整数値に 2 を加えた値を用いることができる。 イ 幼児専用車にあっては、当該座席の幅を 27cm で除して得た整数値とする。 ③ 立席定員は、立席面積の合計を 0.14m <sup>2</sup> で除して得た整数値とする。 ④ 立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車について、高速道路等において旅客を運送する場合以外の場合における乗車定員を算出するときは、補助座席を備える場合にはこれを折りたたんだ状態とし、車いすの用に供する床面を有する場合には車いすを使用していない状態とする。 ただし、次に掲げる自動車であって、座席定員を超えて旅客を運送しないものについては、補助座席を使用した状態とすることができる。 ア 一般貸切旅客自動車運送事業用自動車 イ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車のうち長距離高速及び定期観光に使用するもの ウ 特定旅客自動車運送事業用自動車 ⑤ 立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車について、高速道路等において旅客を運送する場合における乗車定員を算出するときは、当該立席を除くものとする。 この場合において、補助座席を備える自動車にあっては、補助座席を使用した状態とする。 ⑥ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を 1.5 で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。 ア 幼児用座席を備える幼児専用車 イ 専ら座席の用に供する床面の UN R14 又は UN R145 に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車 ウ UN R44-04-S17 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04-S17 の 2.1.2.4.2. に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車 (2) (1) の乗車定員は、12 歳以上の者の数をもって表わすものとする。 この場合において、12 歳以上の者 1 人は、12 歳未満の小児又は幼児 1.5 人に相当するものとする。(保安基準第 53 条第 2 項関係)	<b>8-123 乗車定員</b> [審査事項なし]

**7-123-2 欠番**

**7-123-3 欠番**

**7-123-4 適用関係の整理**

平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車については、7-123-5（従前規定の適用①）を適用する。(適用関係告示第 61 条の 2 第 1 項関係)

**7-123-5 従前規定の適用**

平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 61 条の 2 第 1 項関係)

**7-123-5-1 性能要件（視認等による審査）**

- (1) 自動車の乗車定員は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できる範囲内において乗車することができるものとして、次の基準に基づき算出される人員のうち最大のものとする。  
 ただし、車両総重量 2t 未満の被牽引自動車にあっては乗車定員なしとする。
- ① 乗車定員は、運転者席、座席、座席に準ずる装置及び立席の定員の総和とする。  
 この場合において、次に掲げるものは、座席に準ずる装置として取扱うものとする。  
 ア 患者輸送車、身体障害者輸送車又は救急車に備えられた寝台  
 イ 専ら車いすを設置するために設けられた場所に備えた車いすを固定するための空間と装置
  - ② 連続した座席の座席定員は、次によるものとする。  
 ア 幼児専用車以外の自動車にあっては、当該座席の幅を 40cm で除して得た整数値とする。  
 ただし、当該座席の幅から 76cm を引いた値を 40cm で除して得た整数値に 2 を加えた値を用いることができる。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>イ 幼児専用車にあつては、当該座席の幅を27cmで除して得た整数値とする。</p> <p>③ 立席定員は、立席面積の合計を0.14m<sup>2</sup>で除して得た整数値とする。</p> <p>④ 立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車に備える補助座席にあつては、これを折りたたんだ状態により乗車定員を算出するものとし、車いすの用に供する床面を有する場合には車いすを使用していない状態として乗車定員を算出するものとする。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車であつて、座席定員を超えて旅客を運送しないものについては、補助座席を使用した状態として乗車定員を算出することができる。</p> <p>ア 一般貸切旅客自動車運送事業用自動車</p> <p>イ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車のうち長距離高速及び定期観光に使用するもの</p> <p>ウ 特定旅客自動車運送事業用自動車</p> <p>⑤ 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。</p> <p>ア 幼児用座席を備える幼児専用車</p> <p>イ 専ら座席の用に供する床面のUN R14又はUN R145に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車</p> <p>ウ UN R44-04-S17の4.、6.から8.まで及び15.に適合するUN R44-04-S17の2.1.2.4.2.に規定する装置(専ら年少者が着席するためのものに限る。)を備える自動車</p> <p>(2) (1)の乗車定員は、12歳以上の者の数をもって表わすものとする。</p> <p>この場合において、12歳以上の者1人は、12歳未満の小児又は幼児1.5人に相当するものとする。</p>	